

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【公開番号】特開2005-667(P2005-667A)

【公開日】平成17年1月6日(2005.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-001

【出願番号】特願2004-174257(P2004-174257)

【国際特許分類】

A 47 L 15/42 (2006.01)

A 47 L 15/24 (2006.01)

【F I】

A 47 L 15/42 R

A 47 L 15/24

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月22日(2007.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハウジングと rinses arm を備えている物品洗浄機において：

前記ハウジングが、ハウジングを通過して延伸している物品搬送通路を含んでいて、物品は洗浄中に前記物品搬送通路に沿って移動するようになっており、前記物品搬送通路は少なくとも一つの洗浄区画及び少なくとも一つのrinse区画を通って延伸していて；

前記rinseアームは前記rinse区画に設置され、そして複数の流体振動ノズルを有しており、前記複数の流体振動ノズルは前記rinse区画に位置決めされ、そしてそれぞれのrinse液の振動流れを噴射するべく配置されていて、前記rinseアーム及び関連する流体振動ノズルは、rinse液が確実に前記搬送通路の幅全体をおおうように配置されている；

物品洗浄機。

【請求項2】

前記rinse区画における各流体振動ノズルは、自身の噴射した振動流れが前記rinse区画における他の流体振動ノズルが噴射した振動流れと干渉しないように配向されている、請求項1に記載の物品洗浄機。

【請求項3】

各流体振動ノズルは、噴射した液体の振動運動が前記rinseアームの長手軸からオフセットした角度で生じるように配向されている、請求項1に記載の物品洗浄機。

【請求項4】

前記rinseアームの長手軸が前記搬送通路の搬送方向に対して直交して延伸している、請求項3に記載の物品洗浄機。

【請求項5】

前記rinseアームが前記搬送通路の下方に設置されている、請求項1に記載の物品洗浄機。

【請求項6】

前記rinseアームは第一のrinseアームであって、前記複数の流体振動ノズルは第一の複数の流体振動ノズルであり、物品洗浄機は、さらに前記rinse区画に第二のrinseアームを含んでいて、そしてそこに位置する第二の複数の流体振動ノズルを有しており、前記

第二のリンスアームは前記搬送通路の上方に設置されている、請求項 5 に記載の物品洗浄機。

【請求項 7】

各流体振動ノズルが本体部分と頭部とを含んでいて、前記本体部分各々は前記リンスアームにおけるそれぞれの開口部を貫通して差し込まれていて、前記頭部各々は前記それぞれの開口部の外部に位置し、そして前記それぞれの開口部を通過できないように寸法決めされている、請求項 1 に記載の物品洗浄機。

【請求項 8】

シール部材が前記頭部各々と前記リンスアームの隣接する表面部分との間に備えられている、請求項 7 に記載の物品洗浄機。